

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年9月7日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同月24日から同年10月13日まで縦覧に供する。

令和8年9月15日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 打越地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大井出地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 本村上井地区